

Flash Report

2009年11月18日発行

ファンド決算のご報告

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記ファンドは2009年11月18日に決算を行いました。つきましては、収益分配金について以下のとおりご報告申し上げます。

ファンド名	決算期	決算日	収益分配金
ラッセル グローバル・バランス・ファンド(安定型) <愛称:ライフポイント(安定型)>	第4期	11月18日	0円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド(安定・成長型) <愛称:ライフポイント(安定・成長型)>	第4期	11月18日	0円
ラッセル グローバル・バランス・ファンド(成長型) <愛称:ライフポイント(成長型)>	第4期	11月18日	0円

今期は収益の分配を行わないことといたしました。分配金に充当しなかった収益につきましては、信託財産内に留保し、その全額をファンドの運用の基本方針に基づいて引き続き運用いたします。

弊社では、引き続き皆様のご期待に添う運用成果をあげるべく努力してまいり所存でございます。今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

◎主な投資リスク

以下は各ファンド(ライフポイント(安定型)、ライフポイント(安定・成長型)およびライフポイント(成長型)をいいます。以下同じ。)の基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは以下に限定されるものではありません。

1. 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

2. 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

3. 金利変動リスク

債券は、金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

4. 債券の発行体の信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

5. 流動性リスク

各ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入れている株式や債券を売却することで換金代金の手当てを行います。組入れている株式や債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

6. 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。各ファンドでは、ラッセル 外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券に係る部分について、為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。

7. カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

◎ご留意いただきたい事項

当資料はラッセル・インベストメント株式会社が各ファンドの収益分配金に関する情報の提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得のお申込みにあたっては、必ず投資信託説明書(目論見書)を販売会社でお受取りになり、内容をご確認の上、ご自身でご判断下さい。

1. 各ファンドは主に国内外の株式および債券を実質的な投資対象としますので、組入株式および組入債券の価格の下落ならびにそれらの発行会社の倒産または財務状況の悪化等の影響により、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、各ファンドの基準価額が下落し損失を被ることがあります。したがって、投資元金が保証されているものではありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは投資信託をご購入のお客様が負います。
2. 各ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

3. 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、信託約款の規定に従い、各ファンドの取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消す場合があります。
4. 信託期間中であっても、一部解約等の影響により、純資産総額が小さくなった場合等には期日を繰り上げて償還することがあります。
5. 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、投資元金の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは投資信託をご購入のお客様が負います。
6. 投資信託は、預金、保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
7. 金融商品取引業者以外でご購入された場合、投資者保護基金の対象とはなりません。
8. 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
9. 投資信託は、書面による契約解除(クーリング・オフ)の対象ではありません。
10. 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
11. 資金動向、市場動向によっては投資方針に沿った運用ができない場合があります。

● **お申込みメモ** ※詳細については投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

お申込み	原則としていつでも取得のお申込みができます。ただし、毎年12月25日には取得申込みの受付は行いません。各営業日の午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
お申込単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
お申込価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額
ご換金のお申込み	原則としていつでも換金ができます。ただし、毎年12月25日には換金の受付は行いません。各営業日の午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。ご換金の代金は原則として、お申込受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。なお、大口のご換金は制限することがあります。
ご換金価額	ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	原則として無期限です。ただし、各ファンドともに、設定日から1年経過後、ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。
決算	年1回(毎年11月18日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)
収益分配	原則として年1回、決算時に基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
課税関係	各ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。個人の受益者については、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時および償還時の価額から取得費を控除した差益に対して課税されます。(2009年10月末日現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。)

● **ファンドの諸費用について**

※ 下記の費用(手数料等)については、お申込み金額、保有期間等により異なるため、あらかじめ合計金額等を記載することができません。

① **お客様に直接ご負担いただく費用**

お申 hands 手数料	販売会社がそれぞれ定める率とします。なお、手数料率は、2.1%(税抜2.0%)を上限とします。
ご換金手数料	ありません。
信託財産留保金	ありません。

ラッセル・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

加入協会: 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、日本証券業協会

TEL: 03-5411-1515(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時(半日営業日は午前9時~午前11時))

<http://www.russell.com/jpin/>

②保有期間中に間接的にご負担いただく費用

(信託財産から差し引かれるものでお客様に別途ご負担いただくものではありません。)

信託報酬	安定型	:純資産総額に年1.2600%(税抜1.20%)を乗じて得た金額とします。
	安定・成長型	:純資産総額に年1.3125%(税抜1.25%)を乗じて得た金額とします。
その他費用	成長型	:純資産総額に年1.3650%(税抜1.30%)を乗じて得た金額とします。
	各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。各ファンドおよび各ファンドが投資対象とするマザーファンドは、外部委託先運用会社に運用委託をしております。その費用は上記の信託報酬に含まれております。 (注:税法が改正された場合は、消費税等相当額が変更になることがあります。)	
組入れ有価証券の売買委託手数料、外貨建て資産の保管および先物・オプション取引に要する費用、各ファンドの一部解約に伴う支払資金の手当てを目的とした借入金の利息、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、受託会社が立て替えた立替金の利息・借入金の利息等 ※ その他費用については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめ料率、上限額等を記載することができません。		

●ファンドの関係法人

委託会社	<p>ラッセル・インベストメント株式会社 (信託財産の運用の指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号 加入協会 (社)投資信託協会/(社)日本証券投資顧問業協会/日本証券業協会 TEL 03-5411-1515(受付時間:営業日の午前9時~午後5時(半日営業日の場合は午前9時~午前11時)) http://www.russell.com/jpin/</p>
受託会社	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。</p>
販売会社	<p>販売会社一覧をご覧ください。 販売会社は、各ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。</p>
外部委託先運用会社	<p>フランク・ラッセル・カンパニー 各ファンドの外国為替予約取引の指図を行います。</p>

<販売会社一覧>

販売会社名 (50音順)	登録番号等		加入協会		
			日本証券業協会	(社)日本証券投資顧問業協会	(社)金融先物取引業協会
イーバンク銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第609号	○		○
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
ジョインベスト証券株式会社*	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第91号	○		○
トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第16号	○		
日興コーディアル証券株式会社 (投信スーパーセンター)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○

*ジョインベスト証券株式会社は取得申込みの受付を行いません。なお、ジョインベスト証券株式会社は2009年11月23日をもって野村證券株式会社と統合します。

Copyright© 2009. Russell Investments. All rights reserved

当資料中「ラッセル・インベストメント グループ」、「ラッセル・インベストメント」、及び「ラッセル」は、フランク・ラッセル・カンパニー及びその子会社等の総称です。

ラッセルによる事前の書面による許可がない限り、資料の全部又は一部の複製、転用、配布はいかなる形式においてもご遠慮下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

加入協会: 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、日本証券業協会

TEL: 03-5411-1515(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時(半日営業日は午前9時~午前11時))

<http://www.russell.com/jpin/>